

## 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター役員報酬等規程（案）

平成28年4月1日

規程第●●号

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人佐世保市総合医療センターの理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員報酬）

第2条 役員報酬は、常勤の役員については給料及び賞与とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

2 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が常勤の役員を兼ねる場合の役員報酬は、職員給与規程の定めるところにより支給される給与とする。

3 前項の規定にかかわらず、理事長が病院長を、副理事長が専務理事を兼ねる場合は、第1項に規定する常勤の役員報酬を支給する。

（給料）

第3条 常勤の役員の給料月額はおりのとおりとする。

- |               |    |          |
|---------------|----|----------|
| （1）理事長（病院長兼務） | 月額 | 958,000円 |
| （2）理事長        | 月額 | 721,000円 |
| （3）副理事長       | 月額 | 649,000円 |
| （4）理事         | 月額 | 510,000円 |

2 理事長は、その者の職務経験、実績及び職務の困難度等を勘案して、必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、別に給料の額を定めることができる。

（報酬の支給日）

第4条 報酬の支給日は、職員給与規程の規定の例による。

（賞与）

第5条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（任期満了を含む。以下同じ。）し、又は死亡した者についても同様とする。

2 賞与の額は、給料月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては、100分の147.5、12

月に支給する場合には、100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 理事長は、前項の規定による賞与の額について、地方独立行政法人佐世保市総合医療センター及び地方独立行政法人北松中央病院評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による賞与の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(日割計算)

第6条 新たに役員となった者には、その日から報酬を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により報酬を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当の額は、月額40,000円とする。

2 前項に定める額のほか、非常勤の役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

3 第4条第2項の規定は、第1項の規定による非常勤役員手当の額について準用する。

(役員の退職手当)

第9条 常勤の役員が退職（任期満了又は死亡の場合を含む。）したときは、退職手当を支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号又は同条第3項の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当を支給しない。

2 退職手当の額は、退職又は死亡した日の給料月額に在職期間の月数及び100分の25を乗じて得た額とする。

3 在職期間の月数の計算は、常勤の役員となった日の属する月から、退職した日の属する月までの引き続いた在職期間の月数による。ただし、その月数が48月を超えるときは、48月とする。

(旅費)

第10条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

(雑則)

第11条 この規程の規定及び理事長が別に定めるものを除くほか、役員に対する報酬等に関し必要な事項については、職員の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(病院事業管理者の在職期間の特例)

2 施行日の前日において佐世保市病院事業管理者であった者で、施行日に引き続き理事長となった者の第5条第2項及び第9条第3項の適用については、その者の佐世保市病院事業管理者としての引き続いた在職期間を理事長としての在職期間とみなす。